

令和3年度山梨県中小企業・小規模企業振興会議における意見 ～ポストコロナ時代に求められる施策について～

1. 現状の認識・課題

- コロナ感染症の拡大により、事業の継続や雇用維持など大きな課題に直面した。
- 将来に想定された社会の変化(DX、SDGs、働き方改革等)が加速化され、収束後の経営状況の不透明感が増した。
- 新たな取り組みに積極的な事業者は1～2割程度で、多くの事業者はアクションを起こさない。
- 中小・小規模事業者が大幅に減少し、地域全体が沈下することが懸念される。
- 明らかになった課題を克服し、ポストコロナ時代の経営の在り方や成長戦略の見直しを図る時期である。
- ポストコロナ時代は、事業の継続発展収益・生産性の改善に取り組む絶好の機会である。

2. ポストコロナ時代に求められる施策について

(①新商品・新役務の開発の促進)

- 地域の魅力を磨いてマイクロツーリズムを定着させることが国内観光需要の取り込みにも効果的である。

(②新たな市場の開拓の促進)

- 中部横断道の山梨・静岡区間の開通を受け、中京圏の観光PRが必要になる。

(③新たな事業分野の開拓の促進)

- 小さい企業において、連携や共同事業による研究開発は難しい面が多いが、必要となってくることから産業技術センターや県内の大学の協力が得られると良い。

(④事業承継の円滑化)

- 事業承継を考えるきっかけを提供するためにも、山梨県事業承継・引継ぎ支援センターを中心に行っている支援情報の提供とともに、調査事業を対象企業に徹底できるかが重要となる。

(⑤起業・創業の促進)

- 県のワークスペースの充実等の施策、国や市町村の施策を総合的に提供できる場である「やまなし地域づくり交流センター」の利用促進が図られるよう経済団体、市町村等が積極的に取り組んでいくことが重要である。

○市町村における創業塾においてはオンラインの活用も必要となる。

(⑥人材の育成・確保)

○県立高校や県立大学における山梨県の主要産業と結びつく学部、学科等の創設が必要となる。

○「二拠点居住」といった地方分散型社会への移行に関するニーズに対応していく必要がある。方法として、二拠点居住等で山梨県にも拠点を持った際に、山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、県内の中小企業で副業を始める場合の事業者負担を補助するといった施策が考えられる。

○経済団体、教育機関、労政雇用課等で「インターンシップ推進協議会」を立ち上げ、個別的に行われているインターンシップを全県を挙げて実施することがキャリア教育や職業選択の場として有用である。また、民間企業で別個に行われている合同就職説明会等を統一して開催すること等の規模のインパクトを持って学生を集客するような大胆な取り組みが必要である。人材の育成と確保はオール山梨の視点が重要である。

(⑦地場産業等の振興)

○自主的に商品開発及び新規事業等に取り組もうとしている企業や団体に対し専門家等を派遣して計画段階での支援が重要となる。

(⑧中小企業・小規模企業の持続的な発展)

○コロナによるマイナスの影響の著しい業界への資金的・経営的な支援(事業再構築を含む)が必要である。

○新たな取り組みを支援するとともに、基礎的な経営力の維持・強化のための施策を並行して行う必要がある。

○「事業・財務計画の再構築」、「事業転換」、さらには「事業再生・資本支援」まで含めた幅広い課題解決策を提案・提供し、多くの支援者やステークホルダーがそれぞれの役割を担いながら、中小企業・小規模企業の持続的な発展に寄与する伴走型の支援が求められる。

○本業の回復支援や新たなビジネスモデル確立への支援を通し、財務の改善を行う必要があり、各種関係支援機関が連携し、個々の中小企業者の状況に応じた適切な専門家の派遣や経営サポート会議を活用することにより、業況回復に向けた実効性の高い経営支援に努める必要がある。

○やまなしイノベーション創出事業費補助金の中に事業継続力支援や BCP の取り組み支援事業(BCP 計画上必要な設備の購入、訓練に係る経費等)を取り入れる必要がある。

○コロナ融資等の債務返済の時期にあることから、新たな金融支援や経営改善計画策定支援も必要である。

○融資を利用して資金繰りを維持した事業者については、具体的な行動施策に基づいた事業計画を立案し、事業改善に取り組むことが重要である。

○伴走支援型特別保証制度や事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を活用したさらなる支援に努める必要がある。

○SDGsなど持続可能社会・ダイバーシティ社会へ対応する施策が必要である。

○SDGsについて理解が進んでいない面もあることから当初はセミナー等の講師派遣等について支援を行い、その後SDGs宣言企業を県のHPに掲載するなど理解や普及に繋げていけると良い。

○SDGsやカーボンニュートラルは全世界的な課題でもあるが、中小企業でも取り組まなければならない喫緊の課題でもあるため、取り組む企業を強力的に支援する施策の構築が必要である。

○DX・IoTを促進する施策(起業支援を含む)が必要である。

○テレワークなどリモート・オンライン労働の課題点整理とその対策が必要である。

○販売促進、経費削減両面からIT化が求められる時代になってくるが、経営資源の乏しい中小企業にとってはIT化の優先順位が低いことから、人的・資金的な面で中小企業のIT化を支援する施策を強化していく必要がある。

○アフターコロナに対応するためには、各事業者にイノベーションが必要になると考えられるが、イノベーション推進のため新商品の開発や新事業の創設に関する手厚い助成、考え方や方法を学ぶためのワークショップの開催が効果があると考えられる。特にワークショップの開催は、業者間の意見交換や共同で新事業に取り組んだり商品開発をしたりすることも期待される。

○男女共同参画の担い手は中小企業となることから、取り組みを前進させる中小企業に対しては設備改修費用などの費用を一部補助する制度などの創設が有用である。

(⑨その他)

○新分野展開・業態転換等の事業再構築、デジタル化の推進、M&Aを含む事業承継の円滑化、リモートワーク等の多様な働き方に対応した改革、人材の確保・育成等を図ることが重要である。

○「新商品・新役務の開発促進」「新たな市場の開拓促進」「新たな事業分野の開拓促進」を強力的に推進することにより、中小・小規模企業の思い切った事業再構築の支援が必要である。

○国の中小企業等事業再構築促進事業は要件が複雑であり、業界によっては採択条件に合致せず対象外になることから採択率が40%に満たないため、補助要件等を柔軟に設定した「山梨県版の再構築補助金」の実施検討を行ってほしい。

- 「ポストコロナ持続的発展計画事業」は策定(モニタリング)費用の2/3(最大20万円)が国から補助されるが、自己費用分(最大10万円)を補助する施策が考えられる。
- これまで行われてきた様々な施策(補助金や支援金等)を総括した上で、支援が必要な所にピンポイントで支援できる施策が必要である。
- 米中間の覇権競争の中で中国依存経済からの脱却と国内企業からの調達力強化策が必要である。
- メタバース(アバター活用による活動)への対応に関する施策が必要である。
- 中長期的な伴走型の金融支援の体制強化、資本制劣後ローンの積極的な運用を金融機関に促すよう県から指導、県保証協会や民間金融機関の事業性評価のさらなる推進、経営者保証に関するガイドラインの周知徹底、事業承継時に新経営者(後継者)へ個人保証の「二重徴求」を行わないよう指導といったことを、県、信用保証協会、政府系金融機関、民間金融機関に求めたい。
- 中小企業に不当に不利益を与える不公正取引に対する指導強化による不公正取引の是正が重要である。
- 適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入が県内中小・小規模企業に与える影響が深刻なことから撤回を国へ求めていただきたい。

3. 山梨県中小企業・小規模企業振興計画基本的施策に係るその他意見

- 新商品・新役務の開発の促進においては、専門家派遣事業を活用しプロの意見を伺う機会を創出することが必要である。
- 新たな市場の開拓支援や地場産業等の振興においては、新たな取引先や新分野等へのビジネスチャンスの創出、県内外へ山梨ブランドをアピールできるような大規模なビジネスマッチングイベントの開催が必要である。
- 新たな事業分野の開拓の促進においては、新分野開拓の事例を事業者や関係機関に発信するセミナーの開催が考えられる。
- 事業承継の円滑化においては、金融機関や関係支援機関と連携した個々の実情に即した事業承継に取り組んでいくことが重要である。
- 起業・創業の促進においては、創業予定者や創業者に対する創業計画書の策定等の個々の課題に応じた専門家派遣や保証制度の活用だけでなく、創業後のフォローアップとしてセミナー開催等も必要である。
- 新事業創造、スタートアップビジネスを増進し、育成するための、総合的な支援機関が必要である。(現在の新事業・スタートアップビジネスの支援は、ビジネスプラン作成など一部に限られおり、その後のアーリーステージ・成長ステージまで引き上げていくための経営者・組織・製品・サービス・取引先・金融等の総合的な活動をバックアップするシステムが必要)

○今後は利便性に優れている都会と自然に恵まれている地方のお互いの良いところを活かした経済活動が進んでいくことと見られることから、山梨の地理的条件を活用した山梨らしい政策が求められる。

○県内統計データの平易な利活用システム整備が必要である。(イメージとして宮崎県のみやざき統計BOXの山梨県版の創設)

○山梨県中小企業・小規模企業振興条例が2026年に施行10周年となることから、大規模啓発イベントの開催を検討していただきたい。国は7月を「中小企業魅力発信月間」、7月20日を「中小企業の日」と定めていることから山梨県でも7月に中小企業・小規模企業振興の活動を展開することが条例を生かすことにも繋がる。